

春は
ご就職の季節

被扶養者の資格をご確認ください。

以下に該当した場合は、被扶養者の資格をはずす手続きが必要です。

- 被扶養者が就職し、就職先の健康保険に加入した場合
- 被扶養者の条件に当てはまらなくなった場合
- 75歳になった場合
- 被扶養者が死亡したとき

【被扶養者の認定条件について】

主として被保険者に生計を維持されている3親等内の親族であることが条件となり、基準は以下のとおりです。

同居の場合

- ・年間収入が130万円未満であること
(障がい者と60歳以上の方は、180万円未満)
- ・被保険者の収入の1/2未満であること

別居の場合

- ・年間収入が130万円未満であること
(障がい者と60歳以上の方は、180万円未満)
- ・被保険者からの仕送り(対象者の収入より多い仕送り)をしていること

※月換算にすると、108,334円未満(障がい者と60歳以上の方は、月換算;150,000円未満)
日換算にすると、3,612円未満(障がい者と60歳以上の方は、日換算;5,000円未満)

被扶養者として認定されていた方の収入等、状況が変わり、認定条件を上回る収入となる場合、又は、被保険者が被扶養者の生計を維持しなくなった場合は、被扶養者の資格をはずす手続きが必要です。

源泉徴収票あるいは、課税証明書等で収入の確認をお願いいたします。

なお、平成28年6月頃に(※)被扶養者の検認を行なう予定にしております。該当者には、後日ご案内いたしますので、すでに被扶養者の認定基準を超えているようでしたら、速やかにお手続きいただきますようお願いいたします。

【手続き方法】

	扶養をはずす	扶養に入れる
提出書類	①被扶養者(異動)届 ②保険証	①被扶養者(異動)届 ②被扶養者認定調査票 ③添付書類 ※同居/別居、収入等を確認するため書類が必要となります。 詳細は、当健康保険組合のホームページをご参照ください。
提出先	事業所(会社)人事担当者	
提出日	事実が発生してから、5日以内(健康保険法) 速やかにご提出ください。	

(※)被扶養者の検認とは

健康保険法施行規則50条に基づき、認定後も、被扶養者の条件を満たしているかの確認を毎年、一定期日を定めて行なうことをいいます。検認対象者の方より、昨年の収入がわかる書類等を提出していただき、認定/不認定通知をお送りしています。もし、被扶養者の条件に当てはまらなかった場合は、昨年1月1日まで遡って、扶養の削除となる場合もあり、その期間の当健康保険組合が負担しました医療費等を請求させていただくこととなりますので、ご注意ください。

扶養に関するQ&A

Q: 現在、扶養にしている妻が年の途中からアルバイトを始めました。年末までの収入は、130万円を超えません。このまま継続して扶養と認められますか？

A: 直近の給与3か月分の平均が、108,334円(60歳以上、障がい者は150,000円)以上の場合、扶養から外す手続きが必要です。
※税控除の年収対象期間は、1月から12月ですが、健康保険の被扶養者の認定基準は、直近の収入を参考に、今後の収入見込み額が、認定基準を満たしているかで判断します。

Q: 子供が生まれました。申請をすれば、子供を扶養にできますか。

A: 申請することで、当健保の被扶養者となることができます。
ただし、夫婦共働きの場合は、原則、収入の多い方の扶養家族となります。
配偶者の収入が確認できる書類(育児休業前の給与3か月分の明細のコピー等)を添付ください。
なお、現在は、配偶者の収入が少ないため、扶養家族としている場合も、今後の収入についてご注意ください、ご確認くださいませようお願いいたします。

Q: 妻が退職し、雇用保険(失業給付)を受給する予定です。被扶養者になれますか。

A: 日額が3,612円以上(60歳以上、障がい者は5,000円以上)の雇用保険(失業給付)を受給している場合は、その期間について、被扶養者になることはできません。
雇用保険受給資格者証の基本手当日額、支給期間をご確認いただき、お手続きください。

Q: 妻が出産を機に退職しました。子供を出産し、前加入の健康保険組合から出産手当金を受給する予定ですが、被扶養者になれますか。

A: 日額(3,612円以上)の出産手当金を受給している場合は、その期間について、被扶養者になることはできません。前加入の健康保険組合へご確認ください。

Q: 私(被保険者)は、現在、母と同居しており、被扶養者として認定されています。今度、結婚し、母と別居することになりました。このまま継続して被扶養者になれますか。

A: 同居から別居に変わりますので、被扶養者の認定基準が変わります。母の収入より多い仕送りをしていただくことが条件に加わります。今後は、別居している母の生計を維持し、仕送りしつつ、被保険者世帯の生計も維持することが必要となり、仕送り額基準も人事院の公表している世帯別標準生計費を参考に判断しています。仕送りをしている証明の提出を求めますので、公の機関を通しての仕送りをお願いしています。(手渡しは原則、認めておりません。)

詳細は、当健康保険組合のホームページをご参照くださいますようお願いいたします。